免責的債務引受契約書

　債権者○○○○（以下「甲」という）と、債務者亡〇〇〇〇（以下「被相続人」という）の相続人乙、同丙及び同丁とは、以下の通り合意する。

第１条　乙、丙及び丁は、甲に対し、被相続人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡したこと、被相続人の相続人は、乙、丙及び丁以外に存在しないことを確認する。

２　　乙、丙及び丁は、甲に対し、被相続人が甲に対し、下記記載の債務を負っていること、及び、この債務を下記記載の通りの相続割合で相続したことを確認する。

記

【債務の表示】

　平成〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約に基づく借入金残元本金〇〇〇〇円（ただし、当初元本金〇〇〇〇円の平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の残元本）及び利息等これに付帯する一切の債務

【相続割合】

乙　○分の１

　丙　○分の１

　丁　○分の１

第２条　甲、乙、丙及び丁は、乙が、丙及び丁が相続により甲に対して負担する第１条第２項記載の債務を、丙及び丁に代わって引受けること、右債務引受けにより丙及び丁が右債務関係から脱退することに同意する。

第３条　丙は、本書式第１条第２項記載の債務を担保するために、丙所有の土地上に設定した抵当権（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇〇地方法務局受付第〇〇号）が存続することを認め、本契約の日から１ヶ月以内に本債務引受契約につき、債務者を乙とする変更登記を行う。

２　各当事者は前項の抵当権存続を異議なく承諾し、また各当事者は、変更登記に協力することを確約する。

３　本条第１項記載の期間中に、本条第１項の変更登記が行われないときは、甲は、本契約を解除できる。

第４条　丁は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する債務を、乙と連帯して保証する。

第５条　本契約は、日本法に準拠して作成され、日本法に従って解釈されるものとする。

第６条　本契約に関する一切の紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

第７条　本契約の内容変更は、当該変更内容につき事前に甲乙丙丁協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

第８条　本契約に定めのない事項については、甲乙丙丁が誠意をもって協議し定めるものとする。

　本契約の成立を証するため、本契約書を４通作成し、各自署名押印のうえ、甲、乙、丙、丁が各々各１通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲　○○県○○市○○町○丁目○番○号

　　○○　○○　印

乙　○○県○○市○○町○丁目○番○号

　　○○　○○　印

丙　○○県○○市○○町○丁目○番○号

　　○○　○○　印

丁　○○県○○市○○町○丁目○番○号

　　○○　○○　印